

『I'mPOSSIBLE』日本版教材等に関する
ICT 戦略を含む広報業務委託
入札説明書・仕様書(総合評価落札方式)について

入 札 説 明 書 ・ 仕 様 書

2023年4月18日

公益財団法人日本パラスポーツ協会

『I' mPOSSIBLE』日本版教材等に関する ICT 戦略を含む広報業務委託
業務委託入札説明書・仕様書(総合評価落札方式)について

公益財団法人日本パラスポーツ協会(以下「JPSA」という。)の入札公告(2023年4月18日付広告)に基づく入札については、関係法令に定めるもののほか、下記に定めるところによる。

1. 競争入札に付する事項

(1) 委託名(件名)

『I' mPOSSIBLE』日本版教材等に関する ICT 戦略を含む広報業務委託

(2) 調達役務の内容等

仕様書記載のとおり

(3) 入札方法

落札者の決定は、総合評価落札方式をもって行うため、

- ① 入札に参加を希望する者(以下「入札者」という。)は別添「入札参加意思表明書」を令和5年4月24日(月)までに提出すること。
- ② 入札者は令和5年4月28日(金)までに必要書類を提出すること。
- ③ 落札者の決定に当たっては、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、上限120万(税別)とした金額を記入すること。
- ④ 入札者は、提出した書類の引き換え、変更又は取り消しをすることはできない。

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 法人税、消費税及び地方消費税について、納付期限の過ぎた未納税額がないこと。
- (4) 各省各庁及び政府関係法人等から取引停止又は指名停止等を受けていない者であること。
- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (6) パラスポーツを通じた教育教材の広報に携わったことのある経験があり、『I' mPOSSIBLE』日本版の普及に強い意欲をもつ者であること。
- (7) 教育現場で活用するデジタルコンテンツに関連する業務経験を有する者であること。
- (8) 英語での資料理解等の対応ができる者であること。

3. 入札者の義務

- (1) 入札者は、入札説明書を了知のうえ、入札に参加しなければならない。
- (2) 入札者は、JPSA が交付する仕様書に基づいて、入札書類を提出期限内に提出しなければならない。
また、開札日の前日までの間において JPSA から提出書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4. 入札説明会日時及び場所

入札説明会は実施しない。

5. 入札に関する質問の受付等

(1) 質問の方法

電子メールにより提出すること。

(2) 受付期間

2023年4月18日(火)から2023年4月24日(月)12時まで

(3) 担当部署

公益財団法人日本パラリンピック委員会 国際部『I' mPOSSIBLE』日本版事務局

電子メール: paraedu@parasports.or.jp

※メールでのご質問の場合、件名に『I' mPOSSIBLE』日本版広報業務委託入札に関する質問』と記載をお願いします。

(4) 質問の回答

返答は全入札者へ情報提供を行う。

6. 入札書類の提出

(1) 入札参加意思表明書・提出期限

2023年4月24日(月)17時

電子メールのみで受け付ける。受け付けた入札書類に対しては必ず受領確認のメールを返信するので、24時間以内に返信がない場合は電話(03-5939-7021)にて『I' mPOSSIBLE』日本版事務局あてに問い合わせること。

上記期限を過ぎた入札書等はいかなる理由があっても受け取らない。

(2) 見積書等提出期限

2023年4月28日(金)17時

電子メールのみで受け付ける。受け付けた入札書類に対しては必ず受領確認のメールを返信するので、24時間以内に返信がない場合は電話(03-5939-7021)にて『I' mPOSSIBLE』日本版事務局あてに問い合わせること。

上記期限を過ぎた入札書等はいかなる理由があっても受け取らない。

(3) 提出書類

① 入札参加意思表明書

② 見積書

③ 参加資格確認申請書

(4) 提出先

公益財団法人日本パラリンピック委員会 国際部『I' mPOSSIBLE』日本版事務局

E-mail: paraedu@parasports.or.jp

件名に『『I' mPOSSIBLE』日本版広報業務委託 入札に関して』と記載をお願いします。

7. 入札結果通知の予定日及び方法

(1) 入札結果通知予定日

2023年5月8日(月)頃

(2) 通知の方法

入札者へメールにて落札の有無を通知する。

8. 支払いの条件

毎月の業務に対する報酬を、請求書、業務報告書受理後、前月末締め翌月末支払いとする。

9. 入札の無効

競争入札に参加する者に必要な資格のない者による入札及び競争入札に参加する者に求められる義務に違反した入札は無効とする。

10. 落札者の決定方法

価格、実績を総合的に判断し、最も優れた者を落札者とする。

11. 契約書作成の要否

要

12. その他

(1)入札行為に関する照会先

公益財団法人日本パラリンピック委員会 国際部『I' mPOSSIBLE』日本版事務局

E-mail:paraedu@parasports.or.jp

(2)仕様書に関する照会先

12.(1)に同じ

業務委託説明書(仕様書)

1. 委託業務名

『I' mPOSSIBLE』日本版教材に関する ICT 戦略を含む広報業務委託

2. 委託契約期間

契約日から1年とする*更新の可能性あり

3. 委託業務内容

既存コンテンツのブランディング、広報戦略アドバイス、立案に加え、教材コンテンツ充実化のためのアドバイス、提案。特に令和5～7年度の教材のICT化に関する戦略に対する助言。

現存の『I' mPOSSIBLE』日本版教材の良質なデジタル化によって授業者、学習者の理解促進、授業者の効率化をはかり、授業者に選ばれる教材となるための広報的見地からの提案。一部広報業務(記事制作等)含む。

(1) 『I' mPOSSIBLE』日本版広報PRの中長期的戦略の立案

(2) 会議への参加 1～2回/月

有識者、制作会社、アイムポッシブル事務局等の会議への参加。

基本オンラインとする。オフライン参加の要請は、1週間までに連絡をし、双方合議の上実施。

(3) 対外発信全般(メディア、SNS、広報誌等)に関するアドバイス、ターゲットに届きやすいタイミング、方法など

(4) HP 改変アドバイス

(5) 原稿校正アドバイス

(参考)リリース添削3回程度/年、記事作成4～5回程度/年

(6) 映像コンテンツ作成に関するアドバイス、提案

(7)業務委託費

本事業の実施に伴う委託費の上限は120万円(税別)とする(実際の教材制作費は含まない)

*業務に伴って発生する諸経費は、いずれも受託者の負担とする。

4. 守秘義務

本業務を遂行する上で知りえた情報については、当協会の承認を得ることなく、第三者に漏らしてはならない。

5その他

(1)委託業者の決定後、提案内容について協議の上、一部修正する場合がある。

(2)審査内容に関する質問や審査結果に関する意義の申し立ては受け付けない。

以上

(別記)

暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下記の「契約の相手方として不適当な者」のいずれにも該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1. 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。))の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

上記事項について、入札書の提出若しくは電子入札をもって誓約します。

【資料】

予算決算及び会計令【抜粋】

(一般競争に参加させることができない者)

第七十条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第二十九条の三第一項の競争(以下「一般競争」という。)に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者

(一般競争に参加させないことができる者)

第七十一条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。